

令和6年7月11日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第7 特別の教育を必要とする 危害のおそれの多い業務 1～11 （略） 12 次に掲げる電気の取扱いの 業務 (1) 高圧若しくは特別高圧の充	別表第7 特別の教育を必要とする 危害のおそれの多い業務 1～11 （略） 12 次に掲げる電気の取扱いの 業務 (1) 高圧若しくは特別高圧の充

電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務（(2)に掲げる業務を除く。）、低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が50ボルト以下である充電電路及び電信用の充電電路、電話用の充電電路等で感電による危険を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務（(2)に掲げる業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下である電路及び電信用の電路、電話用の電路等で感電による危険を生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

- (2) 対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車

電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が50ボルト以下である充電電路及び電信用の充電電路、電話用の充電電路等で感電による危険を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務（(2)に掲げる業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下である電路及び電信用の電路、電話用の電路等で感電による危険を生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

- (2) 対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する

の整備の業務 1 3 ~ 4 1 (略)	自動車の整備の業務 1 3 ~ 4 1 (略)
-------------------------	----------------------------

以 上